

( 事務連絡 )

令和7年3月31日

市内居宅介護支援事業所  
市内介護予防支援事業所  
管理者 各位

大和市健康福祉部  
介護保険課長

令和7年4月提供分からの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務  
にかかる委託料について

日頃から、本市の介護保険事業の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、業務継続計画未策定減算の経過措置が令和7年3月31日で終了となることを受けて、地域包括支援センターからの委託に基づき支払われる介護予防プランの「原案作成委託料」については、別紙のとおり取り扱いといたしますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上

事務担当：事業者指導係  
TEL 046 (260) 5170